

川越町・朝日町プレミアム付商品券取扱店募集内容

1. 商品券取扱店の要件と登録方法

- (1) 取扱店の要件 川越町・朝日町内に事業所（店舗）を有する飲食・小売・サービス事業者等。
- (2) 募集期間 令和元年7月25日～令和元年8月13日まで（必着）
- (3) 登録方法 別添「川越町・朝日町プレミアム付商品券取扱店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、申し込み期限までに朝明商工会事務局へ持参又は郵送で提出してください。
○受付時間 募集期間内 土曜日・日曜日・祝祭日を除く平日9：00から17：00まで
※川越町・朝日町内に複数の店舗がある場合、店舗ごとに申請書を作成してください。
※提出いただいた申請書に基づき、登録した取扱店には「取扱店登録証」を交付します。
※後日、事前説明会のご案内をいたしますので、ご出席をお願いします。

2. 換金手続き

- (1) 換金窓口 三重銀行（川越支店、朝日支店） 桑名三重信用金庫（川越支店、朝明支店）とする。
※申込申請時に換金金融機関窓口及び振込先口座の登録を行ってください。
※換金窓口金融機関に、預金口座が無い場合は、他支店又は他金融機関への振込をいたしますが、振込手数料は取扱事業所の負担といたします。
- (2) 換金請求 取扱店は、受領した商品券を指定金融機関に持参し、「商品券換金依頼書」に必要事項を記入し、登録した換金窓口金融機関に換金請求をして下さい。
- (3) 換金請求期間 令和元年10月1日（火）～令和2年3月5日（木）までとする。
※土・日・祝祭日・年末年始除く。
- (4) 請求締日 毎月15日と月末の2回を締日とし、15日分を当月末に月末分を翌月15日に指定された登録事業者の口座に振り込みをいたします。但し、上記の日が定休日の場合は前営業日とする。

3. 商品券の使用対象とならないもの

- (1) 下記商品、サービスには商品券を利用することは出来ません。
 - ①出資や債務の支払い(税金、振込手数料、国・地方公共団体への支払い、公共料金、医療費等の支払い)
 - ②換金性の高いものの購入（有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード、電子マネー等）
 - ③たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - ④事業の用に供するための物品・サービス等の調達
 - ⑤土地・家屋、自動車、高額商品など資産性の高い商品の購入や不動産に関わる支払い
 - ⑥現金との換金、商品券の交換又は売買、金融機関への預け入れ
 - ⑦風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
 - ⑧特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - ⑨その他、この商品券の発行趣旨にそぐわないと認められたもの

4. 取扱店の責務等

- (1) 購入後の返品はできない。
- (2) 商品券は、転売、譲渡、交換、再利用及び換金はしない。
- (3) 有効期限を過ぎた商品券は受け取らない。
- (4) 商品券額面以下の取引の場合であっても、お釣りは渡さない。
- (5) 偽造された商品券等不正に使用されている商品券の受取を拒否すること。
- (6) 受け取った商品券の管理、保管には十分注意を行うこと。商品券の盗難・紛失、滅失または、偽造、変造、模造等に対し、発行者及び朝明商工会は責任を負わない。

5. その他

- (1) 事前説明会を開催し、本事業の詳しいご説明をさせていただきます。お申し込み後、ご案内をいたしますので、ご出席をお願いします。

【お問合せ先】朝明商工会 TEL:059-365-6603 FAX:059-365-6035

平日 8：30～17：00（年末年始を除く）

〒510-8123 三重県三重郡川越町豊田一色 405

ホームページ

朝明商工会

検索

川越町

検索

朝日町

検索

